

寒川町未熟児養育医療に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(給付の申請)</p> <p>備考 (略)</p> <p><u>10 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月までの間に利用する場合においては、前々年。以下同じ。)の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得の合計額をいう。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。</u></p> <p><u>11 備考10の規定により、寡婦又は寡夫とみなした者のうち市町村民税非課税として取り扱うもの以外の者に係る備考1の規定による所得割の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。</u></p> <p>～略～</p> <p><u>第1号様式(第2・3条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p><u>第2号様式(第2・3条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>～略～</p> <p><u>第6号様式(第4条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>～略～</p> <p><u>第8号様式(第6条関係)</u> (別添のとおり)</p>	<p>(給付の申請)</p> <p>備考 (略)</p> <p>削除</p> <p>～略～</p> <p><u>第1号様式(第2・3条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p><u>第2号様式(第2・3条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>～略～</p> <p><u>第6号様式(第4条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>～略～</p> <p><u>第8号様式(第6条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p><u>2 この規則による改正後の寒川町未熟</u></p>

	<p><u>児養育医療に関する規則備考10、11の規定は、寒川町未熟児養育医療に関する規則別表徴収基準額表に定める所得割が令和2年以後の所得である場合について適用し、所得が令和元年以前の所得である場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(残存用紙の使用)</u></p> <p>3 <u>この規則の施行前に、この規則による改正前の寒川町未熟児養育医療に関する規則の規定により既に調製された様式で現に残存するものに限り、所要の調整を加え、なお使用することができる。</u></p>
--	--